

令和8年度（2026年度）

山鼻中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校の実情に応じた、いじめ防止等の対策の基本的な方針を定める。
山鼻中学校いじめ防止基本方針には、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」を主な項目とする。

令和8年（2026年）

札幌市立山鼻中学校

札幌市立山鼻中学校いじめ防止基本方針

【いじめ防止基本方針策定にあたっての基本的な考え方】

いじめが人権をそこなう、許されない行為であること、いじめはどの学校でも起こりえる問題であること、どの生徒も加害者にも被害者にもなり得ることを共通認識とする。

正しい人間関係を育みながら、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、教職員が日頃からいじめの兆候を見逃さないように努めるとともに、地域や保護者、学校が連携を取り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

【家庭・地域との連携】

- 開かれた学校づくり
授業参観・保護者会・各行事の公開
- P T A 組織との連携
- 学校運営協議会との連携
- 地域行事への教職員と生徒の参加
- 学校関係者評価の実施

【校内組織】

- いじめ防止対策委員会
(生徒支援委員会)
- 構成員
校長、教頭、主幹生徒支援部長、
生徒支援係、学年主任、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係教職員
 - 役割
いじめの未然防止・早期発見・早期対応・
基本方針の見直し

【関係機関との連携】

- 他機関との連携
- 関係機関…警察（南署が管轄）
必要に応じて、
 - ・ 弁護士
 - ・ 医師
 - ・ 警察官経験者
 - ・ 教育学者などの専門家
 - ・ 地域の関係者

【いじめの未然防止】

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や体験活動などを推進する。
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、日頃からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校、P T A、地域の関係団体等と連携する。また、警察と連携し、非行防止教室などで啓発を行う。

【いじめへの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
- (2) 定期的なアンケート調査（年4回）や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。※ 教育相談月間（5月、11月）
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

【いじめへの対処】

- (1) いじめ情報の把握
- (2) 正確な事実把握
- (3) 指導體制・指導方針決定
- (4) 解決への働きかけ・再発防止
- (5) 教育委員会への報告

※【重大事態への対処】

- 重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。
- 調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

1. いじめの防止等の取組を推進していく基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。各家庭と協力することはもちろん、関係機関との連携を積極的に行うことで、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

「いじめ防止対策推進法総則」より

【定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第二条）

【基本理念】

いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。（第三条）

2. いじめの防止

(1) 校内に以下の構成員を中心として全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○ 組織名称：いじめ防止対策委員会

○ 構 成 員：校長、教頭、主幹、生徒支援部長、生徒支援係、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係教職員、専門家等、地域の関係者

○ 取組内容

- ① いじめの防止等に関わる取組方針や具体的な対応について、会議開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙）に位置付け、定例いじめ防止対策委員会を月 1 回開催する。定例の会議では、学校内外で起こっている、または起こりうる心配のある事例について交流し、ＳＣの意見を参考にし、記録については、会議録を作成し校長の決済を得る。なお、校内学びの支援委員会や生徒指導委員会等といじめ防止対策委員会を兼ねて実施した場合には、その旨を方針に明記し、学校いじめ対策組織としての会議部分の記録は別途作成する。
- ② いじめの疑いを把握した場合は、速やかに対応するために、構成員全員が揃わない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催することとする。また、その場合は、定例の会議の際に再度確認することとする。また、校長が不在時には、教頭がその役割を代行して会議を開催する。そして、会議の内容を校長に報告し、決済を得ることとする。やむを得ず会議に出席できない構成員がいた場合は、会議日以外の時間に個別に意見を集約することとする。
- ③ いじめの未然防止、早期発見、早期対応の具体的な方策など、いじめ対策を推進する。
- ④ いじめ事案発生時はその対応を協議する。
- ⑤ 会議の開催予定日を年間計画に位置付け、定例の会議を月に 1 回開催する。また、定例の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ⑥ いじめに係るアンケートを実施した後は、アンケート結果や面談の内容について検討するために、本委員会を必ず開催する。
- ⑦ いじめ防止対策委員会の会議録を作成し、校長の決済を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

(2) 生徒が主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。

- ① 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。

- ② 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
 - ③ 生徒会で「スマイルプロジェクト」を年間通して行うなど、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。
- (3) 学校の教育活動を通じて、人権教育、道徳教育の充実や体験活動などを推進する。
- ① 人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。
 - ② 道徳科・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
 - ③ 1年生で非行防止教室を行う。関係機関から講師を招き、SNSでのいじめ防止やトラブルについて話をしていただくことでいじめ防止の一助とする。
- (4) いじめについて共通理解を図る。
- ① 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
 - ② いじめの早期発見と見逃しや一部教職員による抱え込みを防ぐ。担任など個人に委ねず、いじめ防止対策委員会で判断することを徹底する。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について、家庭、地域と連携した取組を推進する。
- ① 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
 - ② PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
 - ③ いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校・学年だよりなどによる広報活動を積極的に行う。

3. いじめへの早期発見の取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒に関わるすべての情報を教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集することも大切である。

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
- ① 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、学習記録、個別面談等)
 - ② 生徒の行動を注視する。(ネットパトロール等)
- (2) 定期的なアンケート調査(年4回)や教育相談を実施し、相談しやすい環境を整える。
- ① 学期ごとに教育相談月間(5・11月)を設け、アンケート調査や教育相談を実施する。
 - ② 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (3) 生徒およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ① 日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
 - ② 地域との連携、関係機関との情報共有。
- (4) シャボテンログの運用
- ① 毎日、朝登校後すぐにシャボテンログを実施し、生徒のその日の体と心の調子を確認する。
 - ② 3日連続で心と体の調子が悪いとアラートがつく。教頭から担任に連絡、対象生徒に声かけする。

4. いじめへの対処

- (1) いじめの兆候を発見したときには、問題を軽視することなく早期に対応する。また、発見・通報を受けた場合、迅速に事実確認を行う。また、初期段階から組織で対応し、教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを記入し活用する。

- (2) 事実確認を迅速に行うとともに、教職員全員の共通理解を図る。短時間で正確な事実関係を把握するため、また、学級担任等が抱え込むことのないよう複数の教職員で対応することを原則とする。
- (3) インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に関わる指導を行う。
- (4) 情報モラル教育の推進に当たっては、パートナー校である小学校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行う。
- (5) 複数の教職員が集めたいじめに関する情報は、ICTなどを活用しながら、教職員間およびスクールカウンセラー等との連携と情報共有を図る。また、共有した情報やアンケート結果などは、経年的に把握できるようまとめておくこととする。
- (6) 保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
 - ① 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
 - ② 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
 - ③ 必要に応じて、教育委員会・教育センター教育相談室・児童相談所等との連携を図る。
- (7) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害生徒および保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。
- (8) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながることを懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。また、報告を受けた教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながることを懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

5. いじめの重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該生徒およびその保護者に対し、適時・適切な方法で調査結果を提供する。

※いじめの重大事態とは

◎ いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、・生徒が自殺未遂や、骨折、重度の精神疾患（PTSD、うつ病等）を負った場合、身体に重大な障害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

◎ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(4) 児童生徒及び保護者、地域等への説明

- ①入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- ②同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対するの共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- ③方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

6. 関係機関との連携

生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行うなど、適切に他機関との連携をはかる。

【いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～】

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。